
豊橋田原ごみ処理施設
整備・運営事業
実施方針
(素案)

令和 3 年 7 月

豊橋市・田原市

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針

目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項	3
1 事業内容に関する事項	3
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	6
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 事業者の募集及び選定方法	8
2 事業者の募集及び選定の手順	8
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	10
4 審査及び選定に関する事項	15
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1 基本的考え方	16
2 予想されるリスクと責任分担	16
3 事業の実施状況のモニタリング	16
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1 公共施設等の立地に関する事項	17
2 施設の規模及び配置に関する事項	17
第5章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	19
1 係争事由に係る基本的な考え方	19
2 管轄裁判所の指定	19
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	20
4 その他	20
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1 法制上及び税制上の支援に関する事項	21
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	21
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
1 議会の議決	22
2 情報公開及び情報提供	22
3 応募に伴う費用	22
4 実施方針等に関する問合せ先	22

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設の管理者

豊橋市長 浅井 由崇

(4) 事業予定地

豊橋市豊栄町地内

(5) 事業の目的

豊橋市（以下「市」という。）及び田原市は、ごみの減量やリサイクル、適正処理に積極的に取り組み、安心して暮らすことができるまち「豊橋田原」をともに目指し、将来の世代に向けて引き継いでいくことを基本理念として、本事業で新たなごみ焼却施設、リサイクル施設の整備を進めているところである。

本事業は、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行い、市民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を目指すものである。

(6) 事業の内容

① 事業概要

本事業は、豊橋田原ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を設計・建設（豊橋市資源化センター（以下「既存施設」という。）の解体工事及び準備工事を含む。以下同じ。）し、運営するものである。本施設は、主にごみ焼却施設とリサイクル施設から構成され、リサイクル施設には市が単独処理を行う豊橋市単独施設が含まれる。

【本施設の構成】

施設名称	豊橋田原ごみ処理施設							
施設内容	ごみ焼却施設	リサイクル施設				管理棟	計量棟	
		粗大ごみ処理施設	豊橋市単独施設					
			持込ごみ受入・選別設備	危険ごみ処理設備	剪定枝等処理設備			保管設備
処理区分	広域処理	豊橋市単独処理				広域処理		

② 事業方式

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市及び田原市は、本施設を所有し、落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目

的会社。以下「運営事業者」という。)を選定事業者(以下「事業者」という。)として、本施設の設計・建設業務及び運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

市及び田原市は、本施設を30年間にわたって使用する予定であり、事業者は30年間の使用を前提として本事業を行うこととする。

③ 契約の形態

市は、特定事業契約の締結に向け、市、事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した本事業に係る基本協定(以下「基本協定」という。)を落札者と締結する。

その後、市は、事業者の本事業の設計・建設及び運営・維持管理等を一括で委託するために、本事業に係る基本契約(以下「基本契約」という。)を締結する。また、市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設を担当する者(以下「建設事業者」という。)と本事業に係る建設工事請負契約(以下「建設工事請負契約」という。)を、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約(以下「運営業務委託契約」という。)を、主灰等の運搬を行う者(以下「主灰等運搬事業者」という。)と本事業に係る主灰等運搬業務委託契約(以下「主灰等運搬業務委託契約」という。)を、主灰等の資源化を行う者(以下「主灰等資源化事業者」という。)と本事業に係る主灰等資源化業務委託契約(以下「主灰等資源化業務委託契約」という。)締結する。(以下、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約及び主灰等資源化業務委託契約の5つの契約をまとめて「特定事業契約」(本事業の事業スキームは、別紙1を参照のこと。)という。)

④ 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約締結日から令和30年3月31日まで

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和14年3月15日まで

・ごみ焼却施設の引渡し：令和10年3月15日

・リサイクル施設の引渡し：令和14年3月15日まで

運営期間：ごみ焼却施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで

・ごみ焼却施設の運営期間：運営期間と同じ

・リサイクル施設の運営期間：リサイクル施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで

⑤ 事業スケジュール(予定)

ア 実施方針等の公表	令和3年7月
イ 特定事業の選定の公表	令和3年9月
ウ 入札公告	令和3年12月
エ 入札提案書類提出	令和4年4月
オ 落札者の決定	令和4年6月
カ 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
キ 仮契約の締結	令和4年8月
ク 特定事業契約の締結	令和4年9月

⑥ 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、要求水準書（案）に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等市が実施する業務に対して協力する。

ア 設計・建設業務

- (ア) 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき本施設の設計・建設業務、既存施設の解体工事業務及び本施設の建設及び既存施設の解体に際して必要となる準備工事業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- (イ) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本設計・建設業務は、既存施設又は本施設のうち先行して竣工するごみ焼却施設を稼働させながらの工事となるため、既存施設又はごみ焼却施設の稼働に支障を及ぼさないよう配慮して実施すること。
- (ウ) 工事範囲の詳細は、入札公告時に配付する入札説明書等に示すこととする。
- (エ) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

イ 運営業務（事業者の業務範囲のイメージは、別紙2を参照のこと。）

- (ア) 運営事業者は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、市が受け入れた一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル残さ等）について、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本事業の運営業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- (イ) 運営事業者は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して、本施設内で有効利用するとともに、りすば豊橋に蒸気を供給する。余剰電力は、第三者に販売するものとし、余剰電力に係る収入については、市の収入とする。
- (ウ) 運営事業者は、本施設を運転することにより発生した主灰、流動床式焼却方式における飛灰、スラグ、メタル、回収金属の全量を利活用するため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、資源化先及び売却先の選定、売却等を行うものとする。なお、主灰等資源化の売却代金は主灰等資源化事業者に、スラグ、メタル、回収金属の売却代金は運営事業者に帰属する。
- (エ) 運営事業者は、本施設を運転することにより発生した飛灰（流動床式焼却方式を除く。）、処理不適物等を場内にて保管・貯留までを行う。処理不適物を外部資源化施設にて資源化することも可とする。
- (オ) 運営事業者は、粗大ごみ処理施設において回収される資源物について、場内にて保管・貯留までを行う。
- (カ) 運営事業者は、市及び田原市が行う本施設の見学者対応に必要な協力を行う。

⑦ 市が実施する業務範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

本事業を実施するための用地は、市が確保する。

イ 環境影響評価の実施

環境影響評価手続きは、市が実施する。

なお、事業者は、「環境影響評価書」の内容を遵守すること。

ウ 受入対象物の搬入・受付・計量・搬入指導監視業務

市及び田原市は、受入対象物を本施設に搬入する。市は、受付・計量、家庭系持込ごみの受入及び分別指導やプラットホームで搬入者の誘導を行うとともに、事業系ごみの搬入検査及び指導監視を行う。

エ 豊橋市単独施設の運転管理業務

市は、豊橋市単独施設の運転管理業務を行う。

オ ごみ処理に伴う処分業務

市及び田原市は、飛灰処理物、処理困難物や処理不適物の処分を行う。

カ 資源物の売却業務

市は、リサイクル施設の処理過程で回収される資源物の売却を行う。

キ 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運營業務の各段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

ク 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

ケ 施設見学者への対応

市及び田原市は、施設見学者への対応を運営事業者と連携して行う。

コ その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

⑧ 事業者の収入（市からの支払分）

ア 設計・建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

イ 本施設の運營業務に係る対価

市は、本施設の運營業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量及び主灰等搬出量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

ウ 主灰等運搬業務に係る対価

市は、主灰等運搬業務に係る対価について、変動料金（主灰等搬出量に応じて変動）を主灰等運搬業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

エ 主灰等資源化業務に係る対価

市は、主灰等資源化業務に係る対価について、変動料金（主灰等搬出量に応じて変動）を主灰等資源化業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

⑨ 法令等の遵守

市、田原市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

市は、次の考え方・手順に従い、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する

法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「P F I 法」という。）に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業を D B O 方式にて実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

市は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

時 期	内 容
令和3年7月	実施方針等の公表
令和3年7月	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和3年8月	実施方針に関する質問の回答
令和3年9月	特定事業の選定・公表
令和3年12月	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、主灰等運搬業務委託契約書（案）及び主灰等資源化業務委託契約書（案））の公表
令和3年12月	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和4年1月	入札説明書等に関する質問回答（第1回）
令和4年1月	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和4年1月	資格審査結果の通知
令和4年1月	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和4年1月	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和4年1月	対面的対話の実施
令和4年2月	対面的対話議事録及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）
令和4年4月	入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付
令和4年5月	技術提案書に関するヒアリング、審査、開札
令和4年6月	落札者の決定及び公表
令和4年7月	基本協定締結
令和4年8月	特定事業契約仮契約締結
令和4年9月	特定事業契約締結

(2) 入札手続き等

① 実施方針等に関する質問・意見の受付

本事業への参加を希望する民間事業者から、本実施方針に関する質問・意見と要求水準書（案）に関する意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和3年 月 日（ ）から令和3年 月 日（ ）午後4時まで
イ 提出方法等

(ア) 提出先

豊橋市 環境部 施設建設室

(イ) 提出方法

実施方針等に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。提出の際、電子メールの件名を「実施方針等に関する質問」と記載する。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

(ウ) 電子メールアドレス

shisetsukensetsu@city.toyohashi.lg.jp

ウ 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和3年 月 日（ ）に市のホームページにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

エ その他

「質問」として提出された場合であっても、市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱い、また「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

② 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、PFI法に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和3年9月に公表する。

③ 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合、実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和3年12月に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を市のホームページにて公表する。

④ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、方法等については入札説明書等に示す。

⑤ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

⑥ 対面的対話の実施

市は、本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑦ 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を令和4年4月に受け付ける。技

術提案書の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑧ 落札者の決定及び公表

入札提案書類については、豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。これを踏まえて、市は、事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

(3) 特定事業契約の締結

市は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。この協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者を設立し、市は、基本契約を落札者及び運営事業者と、建設工事請負契約を建設事業者と、運營業務委託契約を運営事業者と、必要により主灰等運搬業務委託契約を主灰等運搬事業者と、主灰等資源化業務委託契約を主灰等資源化事業者と令和4年9月に締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- ② 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の構成員のうちごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者及びリサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者）は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ③ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- ④ 入札参加者は、「本章3(2)②ア ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札

者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

- ⑥ 入札参加者の構成企業は、主灰等資源化事業者及びその関連の運搬事業者、鉄道輸送又は船舶輸送に係る運搬事業者を除き、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- ⑦ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑧ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、以下の①から⑥の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、各項の要件に示す実績は、入札公告の時点とし、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

① 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

エ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 1,100 点以上であること。

オ 平成 23 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の受注実績を有すること。

② 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

ア ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる 1 者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(ウ) 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が 1,100 点以上であること。

(エ) 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設、処理能力 100 t / 日・炉以上かつ複数炉構成）において、下記 a に示すごみ処理方式（機種）のうち、本事業にて提案するごみ処理方式（機種）のプラント設備に係る設計・建設工事の下記 b 及び c の建設実績を元請としてそれぞれ複数件有

すること。なお、b及びcの建設実績は、それぞれ異なる施設とする。

a ごみ処理方式（機種）

(a)焼却方式＋主灰等の外部資源化

- ・ストーカ式（主灰の外部資源化）
- ・流動床式（飛灰の外部資源化）

(b)ガス化熔融方式（一体型）

- ・シャフト式ガス化熔融炉

(c)ガス化熔融方式（分離型）

- ・流動床式ガス化熔融炉
- ・キルン式ガス化熔融炉

b 受注実績：平成23年4月1日以降の受注実績

c 稼働実績：現在に至るまで10年以上継続した稼働実績

イ リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

リサイクル施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) リサイクル施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(ウ) 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評定値が1,100点以上であること。

(エ) 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（リサイクル施設（10t/5h以上、粗大ごみの処理を行う高速回転破砕機設置施設（当該施設の処理対象物に含むことで可。））のプラント設備に係る設計・建設工事の下記a及びbの建設実績を元請として有すること。なお、a及びbの建設実績は、それぞれ異なる施設とする。

a 受注実績：平成23年4月1日以降の受注実績

b 稼働実績：現在に至るまで10年以上継続した稼働実績

③ 既存施設の解体撤去を行う者の要件

既存施設の解体撤去を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法第3条第1項の規定による「解体工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法の規定による「解体工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「解体」の総合評定値が1,100点以上であること。

エ 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

④ 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、

少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の運転管理業務実績を1年以上有すること。ただし、(ア)、(イ)は異なる施設の実績でも可とする。

(ア) 下記 a に示すごみ処理方式（機種）のうち、本事業にて提案すごみ処理方式（機種）と同じ方式のボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（100t/日・炉以上、複数炉構成）

a ごみ処理方式（機種）

(a) 焼却方式＋主灰等の外部資源化

- ・ストーカ式（主灰の外部資源化）
- ・流動床式（飛灰の外部資源化）

(b) ガス化溶解方式（一体型）

- ・シャフト式ガス化溶解炉

(c) ガス化溶解方式（分離型）

- ・流動床式ガス化溶解炉
- ・キルン式ガス化溶解炉

(イ) リサイクル施設（10t/5h以上、粗大ごみの処理を行う高速回転破砕機設置施設（当該施設の処理対象物に含むことで可。））

イ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

(ア) 上記ア(ア)aに示すごみ処理方式（機種）のうち、本事業にて提案すごみ処理方式（機種）と同じ方式のボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（100t/日・炉以上、複数炉構成）

⑤ 主灰等の運搬を行う者の要件

主灰等の運搬を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

ア 運営開始時に、本業務を実施するために必要十分な施設（主灰等を運搬するための車両等）を所有していること。

イ 運営開始時に、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

⑥ 主灰等の資源化を行う者の要件

主灰等の資源化を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

ア 提案する主灰等の資源化施設（セメント原料化施設等）について、1年間以上の運転実績を有していること。

イ 運営開始時に、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 市の最新の建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録されていない者。
- ③ 市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ④ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けた者。
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ

- り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑥ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
 - ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
 - ⑩ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
 - ⑪ 国税又は地方税を滞納している者。
 - ⑫ 市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
 - ・ 豊原総合法律事務所
- ⑬ 本事業に係る審査委員会の審査委員、審査委員が属する法人及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(4) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- ③ 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市と協議の上、市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- ④ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、落札者と特定事業契約を締結しない。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ① 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営

事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、市又は田原市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。

- ② 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- ③ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- ④ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者、市及び田原市職員で構成する審査委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

審査委員会は「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

市は、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する特定事業について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、市は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 豊橋市豊栄町地内
- (2) 敷地面積 45,000m²
- (3) 都市計画事項
- ① 都市計画区域 都市計画区域内（市街化調整区域）
（「廃棄物総合処理施設」として平成15年度都市計画決定）
 - ② 用途地域 指定なし
 - ③ 防火地区 指定なし
 - ④ 高度地区 指定なし
 - ⑤ 建ぺい率 60%以内
 - ⑥ 容積率 200%以内
 - ⑦ 緑地面積率 25%以上
 - ⑧ 高さの制限 建築基準法による斜線制限あり
 - ⑨ 日影規制 建築基準法による規制あり
 - ⑩ その他 特になし

2 施設の規模及び配置に関する事項

- (1) 新設する施設（豊橋田原ごみ処理施設）

① ごみ焼却施設

ごみ処理方式 (機種)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却方式＋主灰等の外部資源化（ストーカ式、流動床式） ・ガス化溶融方式（一体型）（シャフト式ガス化溶融炉） ・ガス化溶融方式（分離型）（流動床式ガス化溶融炉、キルン式ガス化溶融炉）
処理能力	417t/日（208.5t/24h×2炉）
処理対象物	可燃ごみ、破碎残さ、リサイクル残さ、掘り起こしごみ、焼却対象災害廃棄物、防疫品等

② リサイクル施設

粗大ごみ 処理施設	処理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎設備（粗大ごみ） 粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋金属圧縮成型＋保管 ・破碎設備（不燃ごみ） 破袋＋選別＋粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋金属圧縮成型＋保管 <p>ごみ焼却施設で金属類の回収を行う場合は、一部の設備を有する施設とする提案を可とする。</p>
	処理能力	36 t / 日 ごみ焼却施設で金属類の回収を行う場合は、処理能力の提案を可とする。
	処理対象物	粗大ごみ（事前選別・回収後）、不燃ごみ（事前選別・回収後）、リサイクル残さ、破碎対象災害廃棄物

豊橋市単独施設	処理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破砕設備（危険ごみ） <ul style="list-style-type: none"> (蛍光管) 手破袋+蛍光管破砕+ドラム缶詰め+保管 (有水銀類) 手破袋+ドラム缶詰め+保管 (スプレー缶) 手破袋+機械破孔+粗破砕（不燃ごみ処理系へ） (針類・刃物類) 手破袋+保管 (ライター) 手破袋+破砕+粗破砕（不燃ごみ処理系へ） ・ 破砕設備（剪定枝等） <ul style="list-style-type: none"> (チップ化) 破砕+保管 (膨潤化) 破砕+膨潤+保管 ・ 受入選別設備 <ul style="list-style-type: none"> (家庭持込ごみ) 手選別+コンテナ（各処理系へ） ・ 保管設備（布類、羽毛布団、自転車、未破砕鉄、スプリング入りマットレス等） <ul style="list-style-type: none"> (布類) 保管 (羽毛布団) 保管 (自転車) 保管 (未破砕鉄) 保管 (スプリング入りマットレス等) 重機解体+保管
	処理能力	要求水準書（案）に記載の計画処理量を処理できること
	処理対象物	危険ごみ、剪定枝等、布類、家庭持込ごみ

第5章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、市と事業者は、誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

特定事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所豊橋支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

豊橋市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担	当	課	:	豊橋市 環境部 施設建設室			
			:	〒441-3125 豊橋市豊栄町字西 530 番地			
T	E	L	:	0532-38-0777			
電	子	メ	ール	:	shisetsukensetsu@city.toyohashi.lg.jp		
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	http://www.city.toyohashi.lg.jp/

用語集

用語	定義
受入対象物	市及び田原市内から排出され、市及び田原市（直営）、委託業者、許可業者、排出事業者又は市民が本施設に搬入する搬入物を総称していう。
運營業務	本事業のうち、運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
運營業務委託契約	市と運営事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
運營業務委託契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、運営対象施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、運営対象施設の運營業務を担当する者をいう。
解体工事	本施設の建設に係る既存施設の解体工事をいう。なお、ごみ焼却施設の建設までの工事を解体工事（第1期）、粗大ごみ処理施設、豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟の建設までの工事を解体工事（第2期）とする。
既存施設	現豊橋市資源化センターを構成する施設及び設備等のすべてを総称していう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務又は運營業務のうちの一部を請負い、又は受託する者をいう。
建設工事請負契約	市と建設事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
ごみ焼却施設	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、粗大ごみ処理施設からの破碎残さ等を処理対象物とした処理施設の総称とし、入札説明書等において示すごみ焼却施設の工事範囲に設置される、ごみ焼却施設、計量棟、スラグ用ストックヤード、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
最終処分物	本施設の処理に伴って発生し、最終処分場に運搬される、処理不適物、処理困難物、飛灰処理物等で、外部委託処理されないものを総称していう。
市	豊橋市をいう。
事業者	建設事業者及び運営事業者を総称していう。なお、主灰等を外部資源化する処理方式の場合は、主灰等運搬事業者及び主灰等資源化事業者を含む。
資源物	主灰等、スラグ、メタルを除き資源化されるものをいう。
実施方針等	本実施方針及び要求水準書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
主灰等	主灰及び流動床式（飛灰の外部資源化）の場合に資源化する飛灰を総称していう。
事前選別・回収	市民分別並びに、リサイクル施設及び場外施設における選別により、事前に資源物を回収することをいう。
主灰等運搬業務委託契約	市と主灰等運搬事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等運搬業務委託契約書に基づく契約をいう。また、流動床式焼却方式において飛灰の外部資源化では主灰を飛灰と読み替える。

用語	定義
主灰等運搬業務委託契約書(案)	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等運搬業務委託契約書(案)」をいう。
主灰等運搬事業者	ごみ焼却施設から発生する主灰等を主灰等資源化事業者が所有する主灰等資源化施設に運搬する者をいう。
主灰等資源化業務委託契約	市と主灰等資源化事業者が締結する豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。
主灰等資源化業務委託契約書(案)	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業主灰等資源化業務委託契約書(案)」をいう。
主灰等資源化事業者	ごみ焼却施設から発生する主灰等を自らが所有する主灰等資源化施設にて資源化する者をいう。
主灰等資源化施設	ごみ焼却施設から発生する主灰等を資源化するための施設(本施設以外)で、主灰等資源化事業者が所有する施設をいう。
準備工事	本施設の建設及び解体工事の施工にあたり、既存施設の機能を維持するために必要な仮設、移設及び改修工事をいう。なお、ごみ焼却施設の建設までの工事を準備工事(第1期)、粗大ごみ処理施設、豊橋市単独施設、管理棟及び計量棟の建設までの工事を準備工事(第2期)とする。
処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、廃油、塗料、農薬、バイク、自動車及びピアノ等、市及び田原市では収集しないごみを総称していう。
処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
処理不適物	焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設、解体工事及び準備工事に係る業務をいう。
粗大ごみ処理施設	不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物を選別、圧縮する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称又はごみ焼却施設で資源物の回収を行う場合は、一部の設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示す粗大ごみ処理施設の工事範囲に設置されるストックヤード及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約及び主灰等資源化業務委託契約を総称して又は個別にいう。
豊橋市単独施設	家庭持込ごみを受け入れる「持込ごみ受入・選別設備」、市から搬入される危険ごみの処理を行う「危険ごみ処理設備」、市から搬入される剪定枝等のチップ化等を行う「剪定枝等処理設備」、市から搬入される資源物等の一時保管を行う「保管設備」から構成される施設の総称とし、入札説明書等において示す豊橋市単独施設の工事範囲の外構等の全てを含めていう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
入札説明書等	市が本事業の実施に際して入札公告時に配付する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)、主灰等運搬業務委託契約書(案)、主灰等資源化業務委託契約書(案)その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札提案書類	入札参加者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
本事業	豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営されるごみ焼却施設及びリサイクル施設を総称していう。
本実施方針	「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業実施方針」をいう。
要求水準書	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
要求水準書(案)	本実施方針と併せて公表する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書(案)」をいう。
様式集	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。

用 語	定 義
落札者決定基準	入札公告時に配付する「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。
リサイクル施設	粗大ごみ処理施設及び豊橋市単独施設を総称していう。

豊橋市長 浅井 由崇 様

実施方針等に関する質問・意見書

「豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業」の実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例1	1	第1章	1	(5)	事業の目的		

(2) 実施方針に関する意見

						総意見数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例1	1	第1章	1	(5)	事業の目的		

(3) 要求水準書（案）に関する意見

						総意見数	問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例1	1	第1章 1	(3)	ア			

※1：質問・意見は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
 ※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。
 ※3：本様式のMS-Excelデータは、豊橋市ホームページにおいてダウンロードすることができる。
 ホームページアドレス <http://www.city.toyohashi.lg.jp/>

別紙 1 本事業の事業スキーム

	ガス化熔融方式（一体型・分離型） （シャフト炉式、流動床式又はキルン式）	焼却方式＋主灰等の外部資源化 （ストーカ方式又は流動床方式）	
スキーム図 (例)			
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、主灰等運搬業務委託契約、主灰等資源化業務委託契約	
市の支払対価	設計・建設費、ごみ焼却施設運営業務委託料、粗大ごみ処理施設運営業務委託料	設計・建設費、ごみ焼却施設運営業務委託料、粗大ごみ処理施設運営業務委託料、主灰等運搬業務委託料、主灰等資源化業務委託料	
運営事業者への出資義務	落札者の構成員	左記と同様	
民間事業者の収入	建設事業者	市から支払われる設計・建設費	左記と同様
	運営事業者	市から支払われる運営業務委託料 ごみ焼却施設から発生するスラグ・メタル・回収金属の売却収入	市から支払われる運営業務委託料 ごみ焼却施設から発生する回収金属の売却収入
	主灰等運搬事業者	—	市から支払われる主灰等運搬業務委託料
	主灰等資源化事業者	—	市から支払われる主灰等資源化業務委託料 主灰から生成した資源物の売却収入

別紙2 事業者の業務範囲のイメージ

【本事業の役割分担】

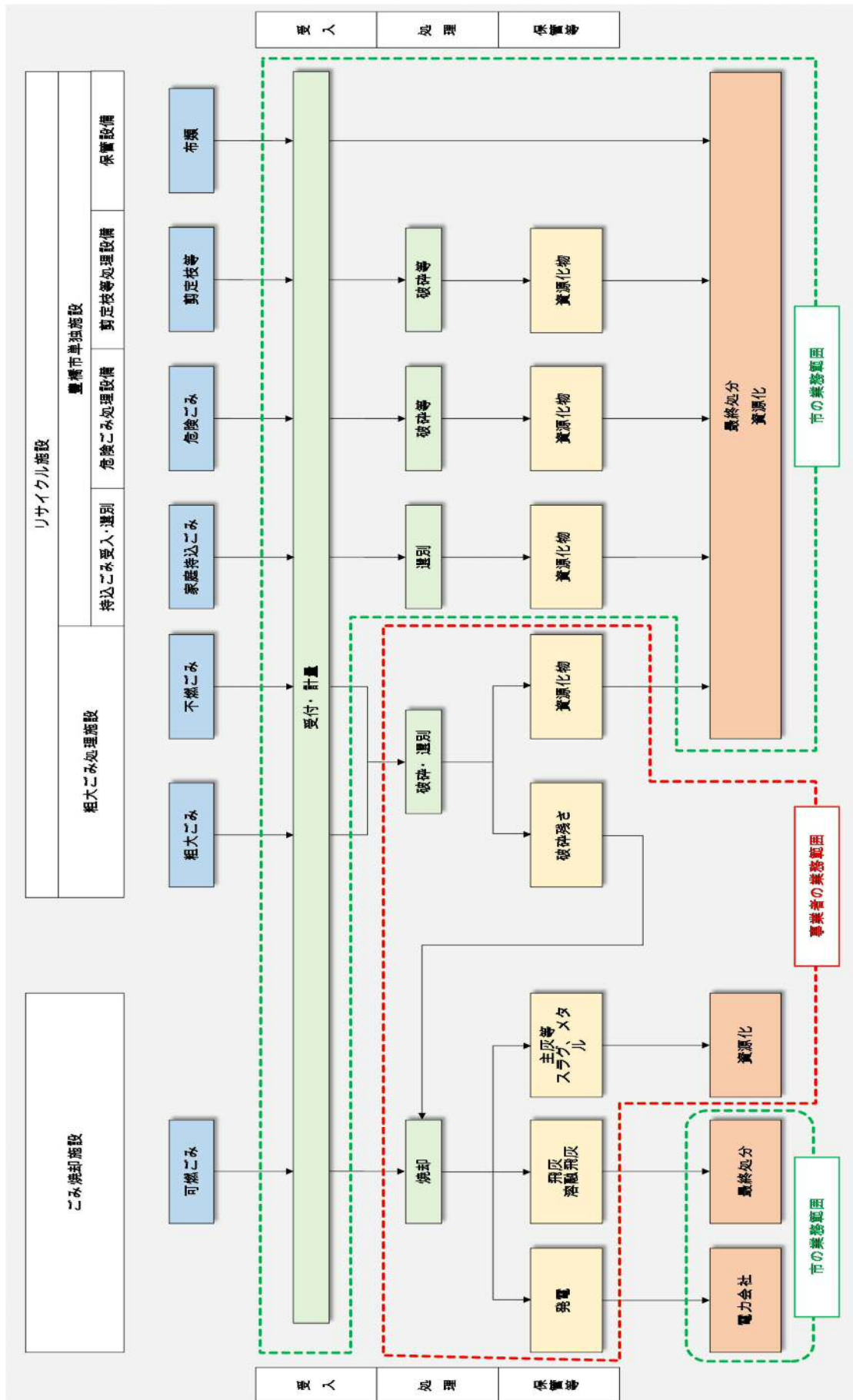
業務の種類	主な業務内容	ごみ焼却施設	リサイクル施設		管理棟	計量棟	
			粗大ごみ処理施設	豊橋市単独施設			
1. 設計・建設業務（本施設の設計・建設業務、解体工事業務及び準備工事業務）							
調査・設計業務	測量・地質調査等	市 (事業者が必要と判断する追加調査等は事業者が実施)					
	許認可申請等	事業者 (必要な手続きは市が行う)					
	設計	事業者					
建設業務	建設工事、解体工事、準備工事	事業者					
2. 運營業務							
受入・搬入指導監視業務	受付・計量、料金徴収、搬入ごみの監視等	市				市	
	車両誘導、荷下ろし、プラットフォーム監視等	市	市	市			
運転管理業務	施設の運転管理	事業者	事業者	市			
維持管理業務	物品・用役等の調達・管理	事業者	事業者	市 ^{※1}	市 ^{※1}	市 ^{※1}	
	日常点検・検査	事業者	事業者	市	市	市	
	補修、機器更新、精密機能検査等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
環境管理業務	環境保全、作業環境管理、環境測定	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
有効利用業務	エネルギーの有効利用（発電、余熱供給）	事業者					
	売電収入	市 ^{※2} (事業者へインセンティブ付与)					
	資源化	主灰等、スラグ・メタル、回収金属	事業者 ^{※3}				
		鉄・アルミ、チップ等		市	市		
	最終処分物の適正処分（飛灰、溶融飛灰、処理不適物等）	市	市	市			
情報管理業務	各種記録、報告、データ管理等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
防災管理業務	防災対策、緊急対応作成等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
その他関連業務	清掃、警備等	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
	見学者対応、住民対応	市・事業者					

※1 用役の調達は事業者とする。

※2 インセンティブ付与の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

※3 スラグ・メタルは事業者が市から買い取りのうえ、全量資源化し売却する。

【運営業務の業務範囲】



別紙3 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、見積仕様書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	市の事由(市議会の議決が得られない場合を除く)により契約が結ばれない等	○	
		事業者の事由により契約が結ばれない等		○
		契約締結に係る市議会の議決が得られず契約が結ばれない等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}		○	△	
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	市の指示、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○
	施設損傷リスク	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
既存施設の運営リスク	本工事に起因して既存施設の運営に関して生じた損害		○	
	解体工事及び準備工事に起因して既存施設の運営に関して生じた損害	△	○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		市	事業者
支払い遅延・不能リスク	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
搬入管理リスク	本施設のプラットホームまでのごみの搬入管理	○	
	本施設のごみピット又は受入貯留ヤード以降のごみの搬入管理		○
運営費増大リスク	市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
	上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営・維持管理費の増大(物価変動によるものは除く。)		○
施設損傷リスク	市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)	○	
	事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
性能リスク	要求水準書の不適合		○
施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
売電収入変動リスク	ごみ量、ごみ質の変動に伴う売電収入の減少 ^{注6}	○	△
	電力会社の売電単価変更による売電収入の変動	○	
	事業者の事由による売電収入の変動		○
主灰等運搬における主灰等量の変動	計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、主灰等の量が変動した場合における運搬費用の変動 ^{注7}		○
	計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、主灰等の量が著しく変動した場合における運搬費用の変動 ^{注7}	○	
主灰等資源化における主灰等量・質の変動	計画処理量及び計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合において、主灰等の性状又は量が変動した場合における資源化費用の変動 ^{注7}		○
	計画処理量及び計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物を処理した場合において、主灰等の性状又は量が著しく変動した場合における資源化費用の変動 ^{注7}	○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は市が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。

注6) 計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

注7) 主灰等の量の変動については、変動料金制により対応する。計画処理量が減少したことによる運搬委託料又は資源化委託料の減少分の補填及び各委託料の最低補償は行わない。

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細について

ては、入札公告時に各契約書（案）等において示す。